
別添 5－5 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない
場合は、その理由

1. 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由…………… 5.5-1

別添 5-5 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、
その理由

1. 審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由

審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由を次に示す。

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由
<p>(仮称) ツインシティ (大神地区) 土地区画整理事業 (以下「本件事業」という。) は、平塚市大神 291 番地外の面積約 70 ヘクタールの土地 (以下「実施区域」という。) において、道路、公園等の都市基盤の整備を図るとともに、周辺環境に調和した商業系、業務系、産業系及び住居系等の用地の整備を一体的、計画的に行うものである。</p> <p>事業実施予定者は神奈川県及び平塚市であるが、本件事業は都市計画決定手続を伴う事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続を都市計画決定権者である神奈川県が行っている。</p> <p>本件事業は、東海道新幹線新駅 (以下「新駅」という。) の誘致に取り組んでいる神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会が平成 14 年 4 月に策定した「ツインシティ整備計画」に基づき、実施区域と相模川を挟んだ対岸の新駅誘致地区である寒川町倉見地区を道路橋で結ぶことを前提として、両地区を一体化した環境共生のモデルとなる都市づくりを目指すものである。</p> <p>実施区域は厚木市との市境に近い平塚市北東端に位置し、田や畑などの農地が大部分を占める市街化調整区域である。実施区域の西側及び北側は農地等の市街化調整区域に、南側は東海道新幹線を挟んで第一種住居地域や工業地域、準工業地域に指定されている。東側は第一種住居地域に指定されている。模模川が流れている。</p> <p>本件事業は大規模な土地区画整理事業であり、広範囲において長期間の造成工事を予定していることや、実施区域の周辺に住宅等が立地していることなどから、工事の実施や供用による環境への影響が懸念される。加えて、新駅や寒川町倉見地区と一体化した都市の形成を目指していることから、人口及び産業の集積や発生集中交通量などの予測の前提条件に不確定要素が多いと考えられる。</p> <p>したがって、環境影響予測評価書の作成に当たっては、次の審査結果を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。</p>	<p>審査意見書に基づき実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由</p> <p>本事業は、「ツインシティ整備計画」に基づき、実施区域と新駅誘致地区である寒川市倉見地区と一体化した環境共生のモデルとなる都市づくりを目指すものです。</p> <p>実施区域は平塚市大神 291 番地外の面積約 68.8 ヘクタールであり、道路、公園等の都市基盤の整備を図るとともに、周辺環境に調和した商業系、業務系、産業系及び住居系等の用地の整備を一体的、計画的に行うものです。</p> <p>実施区域は、田や畑などの農地が大部分を占める市街化調整区域であり、実施区域の西側及び北側は農地等の市街化調整区域に、南側は東海道新幹線を挟んで第一種住居地域や工業地域、準工業地域に指定されています。また、東側は第一種住居地域に指定されています。</p> <p>本事業は土地区画整理事業であり、広範囲において長期間の造成工事を予定しており、実施区域周辺に立地する住宅等への工事の実施や供用による環境への影響に十分配慮する必要があると認識しています。また、人口及び産業の集積や発生集中交通量などの予測の前提条件に不確定要素が多いものの、できる限り前提条件の設定が必要であると認識しています。</p> <p>このような状況を踏まえて、環境影響予測評価書の作成に当たっては、審査意見及び上記の認識を十分に踏まえ、予測の前提条件の検討経緯や設定根拠を明らかにし、事業の実施に際して環境保全上の見地から周辺環境への適切な対応を図ることができるよう、調査、予測及び評価を行なうこととしました。</p> <p>なお、対象事業の事業実施は組合施行、また、平成 24 年度から都市計画決定権限移譲により、環境影響評価の実施者は平塚市となります。</p>

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由
<p>1. 調査及び予測の方法について</p> <p>(1) 予測の前提</p> <p>本件事業の供用後における環境影響の予測にあつては、人口及び産業の集積や発生集中交通量など、予測の前提を明らかにする必要があるが、事業期間がおおむね20年間と長期であることやツインシティ整備計画を背景とした土地の利用や新駅の動向など不確定な要素が多いことから、予測の前提の検討経緯や設定根拠を丁寧に示すこと。</p> <p>なお、発生集中交通量は、想定される変動を見込んで予測をすること。</p>	<p>本事業の供用後については、人口及び産業の集積や発生集中交通量など、予測の前提条件を明らかにする必要がある。しかし土地利用、新駅の動向等不確定な要素が多いことから、予測の前提条件の設定は、できる限り正確に行うこととし、不確定要素が大きいものについては、可能な限り予測結果が大きくなるような条件を設定し、予測及び評価を行うとともに、前提条件の検討経緯や設定根拠を明らかにいたしました。</p> <p>また、発生集中交通量については、将来交通量の自然増加等想定される変動を見込み、予測結果が大きくなるような設定条件とし、予測及び評価を行いました。</p>
<p>(2) 動物</p> <p>実施計画書によると、貴重種であるトウキョウダルマガエルが実施区域内で確認されたことから、川岸の湿った裸地を調査地点に加えるなど、トウキョウダルマガエルの生息特性等を踏まえて、調査を適切に実施すること。</p>	<p>カエル類については、主な種類の繁殖期である5月、6月、7月及び、秋季の10月に調査日を設定し、現地では、水田、水路の水辺等カエル類の出現頻度が高いと考えられる場所を重点的に踏査し、成体、幼生、卵の確認に努めました。また、鳴き声による種の確認のため、夜間調査も行いました。</p> <p>現地調査の結果、実施区域及びその周辺地域の水路については、コンクリート護岸であり、水田も冬季には乾燥するなど、本種の生息に適した環境が分布しないため、トウキョウダルマガエルは確認されませんでした。</p> <p>なお、「平塚の生きものの地図」（平成16年7月、平塚市博物館）では、トウキョウダルマガエルの実施区域での生息が確認されているとの報告がありましたが、その後、現地調査と同時期に実施された平塚市博物館の調査（平成19年～平成20年）においては、実施区域及びその周辺においてトウキョウダルマガエルは確認されておりません。</p>

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容又は変更しない場合は、その理由
<p>(3) 文化財</p> <p>実施区域のみならず隣接して文化財包蔵地があることから、包蔵地縁辺部も調査範囲に加えた上で、専門家の意見も踏まえながら予測をすること。</p>	<p>埋蔵文化財包蔵地については、実施区域内に「牛山古墳」があり、専門家の指導のもと、平塚市により範囲確認調査（規模を記録保存する調査）が行われております。</p> <p>また、実施区域周辺の概知の埋蔵文化財包蔵地としては実施区域南東側に墨染遺跡（集落跡）、門西橋遺跡（遺跡散布地）、北東側に厚木市の遺跡散布地があり、実施区域に近接しています。これらの遺跡の現在の土地利用は宅地及び畑地となっておりません。</p> <p>実施区域の牛山古墳については現況のまま保存し、実施区域周辺の外地の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき確認調査を行っていきませんが、今後もし引き続き、必要に応じて専門家の指導を仰ぐこととします。</p>
<p>(4) 景観</p> <p>実施区域周辺においては、丹沢大山及び富士山が重要な景観要素となっていることから、これらの景観要素を十分考慮した予測をすること。また、予測地点の選定については、不特定多数の人々が利用する場所に加え、住民の生活に配慮した身近な場所も選定すること。</p>	<p>景観については、実施区域周辺約3kmの範囲について現地踏査を行い、実施区域の見え方や利用状況を確認し、展望候補地点を17地点選定しました。</p> <p>景観の予測地点の選定については、その中から不特定多数の人々の利用性、富士山、丹沢大山等の景観要素の方向、実施区域の見え方を考慮し、選定いたしました。また、住民の生活に配慮した身近な場所として、近隣の公園、生活道路の景観についても予測地点に選定しました。</p>
<p>2. その他</p> <p>「地域の環境と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市の整備」を目標のひとつとしているが、具体的な内容が明らかになっていないことから、温室効果ガスの排出削減や自然環境に配慮したまちづくりへの取り組み方法など、どのような目標を実現していくのかを明らかにすること。</p>	<p>本事業では、「地域の環境と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市の整備」を目標のひとつとしております。</p> <p>このため、現況における環境特性等を考慮し、できる限り水辺環境、公園、緑地を連続的または近接するよう配置し、地域の動植物の生育・生息環境の保全に配慮することとしました。さらに、進出企業及び住宅についても地区計画等により適正な緑化を誘導していきます。</p> <p>また、地球温暖化については、各進出企業に最新の温室効果ガス削減対策を講じるよう指導、助言していくとともに、これらに係る助成等を行ってまいります。</p> <p>以上のように、土地区画整理事業による整備のみならず、各進出企業や住宅に開して自然環境保全や地球温暖化防止等に配慮したまちづくりのための各施策を奨励し、環境共生都市の整備を推進していきます。</p>